

## 申請に対する処分

処分名	森林施業に関する測量又は実地調査のための 立木伐採の許可
根拠法令	森林法第49条第1項
所管課	産業振興部農林振興課

### 1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人又は団体

森林所有者その他権限に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする団体

(2) 申請の方法

森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第25条各号に掲げる事項を記載した申請書2通を産業振興部農林振興課に提出すること。

(3) 認可等の要件

森林施業に関する測量又は実地調査を行うために、支障となる立木竹の伐採を行わなければならないと認められること。

立木竹の伐採は、測量線や踏査路の伐開等当該調査を行うために必要な最小限の範囲であること。

### 2 標準処理時間

10日